

# みやぎ税務会計事務所通信

《 2018 年 9 月 》

MIYAGI  
TAX & ACCOUNTING  
OFFICE

## 税務の話題

万一の備えと節税に…  
事業資金で [倒産防止共済] 個人資金で [小規模企業共済]

中小企業者と経営者のための、国の共済制度です。  
主に「節税対策」としてご案内をすることが多く、既にご利用されている方もいらっしゃると思いますが、  
今月は、経営者の方にぜひお考えいただきたい制度をご紹介します。

### 中小小企業倒産防止共済(経営セーフティ共済)

取引先事業者が倒産した際に、中小企業が連鎖倒産や経営難に陥ることを防ぐための制度。  
「もしもの時」に備えつつ、税法上のメリットもあります。

<http://www.smrj.go.jp/kyosai/kyosai/index.html>



加入資格	個人事業主 法人: 資本金の額と従業員数により条件あり
掛金	5 千円～20 万円(5 千円単位) 増額や減額も可。総額 800 万円限度。
貸付制度	取引先事業者が倒産して売掛債権等の回収が 困難となったとき(その他「一時貸付金」制度もあり)
税法上のメリット	個人事業(事業所得): 全額必要経費算入 法人: 全額損金算入
解約手当金	任意解約の場合、40 ヶ月の納付で掛金の全額。 40 ヶ月に満たない場合は、段階的に減額。 解約時は全額が益金(雑収入)算入。

小規模企業の経営者や役員の方が、廃業や退職時の生活資金などのために  
積み立てる制度。税法上のメリットを受けつつ、事業資金などの貸付制度もあります。

<http://www.smrj.go.jp/kyosai/skyosai/index.html>

### 小規模企業共済

加入資格	常時使用する従業員の数が 20 人以下の 個人事業主又は会社等の役員
掛金	1 千円～7 万円(500 円単位)。増額や減額も可。
貸付制度	納付した掛金の範囲内で事業資金などの貸付可。
税法上のメリット	所得税額計算上 全額所得控除(小規模企業共済等掛金控除) (個人加入となり、事業上の経費にはなりません。)
共済金受取	一括: 退職所得扱い(事業所得や給与所得より課税上優遇されています) 分割: 雑所得扱い(国民年金などと同じ扱いです) 金額は共済事由により異なる。 解約の場合、240 ヶ月未満は掛金合計額を下回る。



全額が経費となったり、所得控除対象となったり、と  
メリットも多いですが、銀行預金のように、資金が必要な時に  
引き出すことができないといった面もあります。

これからご検討される場合、ご事情にあわせてご説明を  
いたしますので、お問合せください。